



## 運輸安全マネジメント

- 令和6年度 運輸安全マネジメントに関する取り組み
- 行政処分公表について

### 令和6年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

- 1、輸送の安全に関する基本的な方針
- 2、輸送の安全に関する目標及びその達成状況
- 3、自動車事故報告、事故に関する統計
- 4、輸送の事故に関する組織体制及び指揮命令系統
- 5、輸送の安全に関する重点施策
- 6、輸送の安全に関する計画
- 7、事故・災害（自然災害）等に関する報告連絡体制
- 8、輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- 9、輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容
- 10、輸送の安全に関する予算及び実績
- 11、安全統括管理者
- 12、行政処分等の公表について
- 13、安全管理規定

再耕庵タクシーでは、輸送の安全の確保が輸送業務最大の使命であるとの認識の下、プロドライバーとしての意識及び事故を絶対に起こさないという決意を全ての社員が持ち、社員の安全教育、意識改革、輸送の安全に関する法令遵守、基本動作の徹底及び事故防止体制の強化に取り組んでまいります。

私たちは、事業を通じて社会的責任を全うし、企業の更なる持続発展のため、『安全最優先』を行動の原点とし、社会及びお客様からの信頼を得ることを追求いたします。『感謝が私たちの真心の源。誇りと責任をもって行動し、信頼を勝ち取ります。』を令和6年度のスローガンとして、お客様に愛される地域貢献会社を目指します。又、全社員が輸送の安全の重要性を認識し、より一層安全快適確実な輸送の実現のため日々改善し、安全輸送の向上に取り組んでまいります。

有限会社 再耕庵タクシー  
代表取締役 藤野 秀之

### 1、輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、全社員に輸送の安全が最も重要であるとの認識を徹底させることをはじめとし、社内において輸送の安全の確保について主導的な役割を果たします。  
又、現場に於ける安全に関する全ての声に真摯に耳を傾け現場の状況を十分に踏まえ社会的責任を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）実行（Do）点検（Check）改善（Act）のPDCAサイクルを確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。  
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

### 2、輸送の安全に関する目標及びその達成状況

- (1) 令和5年度目標の達成状況

### ①有責事故件数ゼロ

有責事故件数前年比ゼロ目標を設定し、事故防止対策を全社員にて取り組みました。

令和5年度有責事故件数3件（加害物損）。人身事故怪我被害者はゼロ。

目標達成はなりません。運行管理、整備管理部署による事故傾向に対応した諸施策の実施及び提案、全乗務員を対象にした事故防止研修等を今年度も引き続き実施します。

事故の徹底究明を行い、有責事故の撲滅・目標達成に更なる努力を重ねてまいります。

### ②健康起因による事故ゼロ

全社員に於いて健康起因による事故ゼロを目標として設定し達成は致しましたが、

更なる健康管理を行い、運行管理者の対面点呼等により乗務員、

全社員の心身チェックの徹底を図り、引き続き健康起因事故撲滅に努めます。

## (2) 令和6年度の目標

### ①有責事故件数ゼロ

### ②重大事故件数ゼロ

### ③健康起因による事故ゼロ

全社員が更なる安全意識の向上に努め、より一層お客様に安心して再耕庵タクシーを御利用いただく為、上記を令和6年度の目標とし、『安全安心運行』を徹底致します。

又、現状に満足することなく更なる安全を目指し、終わりの無い命題にむかい日々安全運転の提供に努めてまいります。

## 3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条に規定する事故にあつては、昨年度はゼロであった。

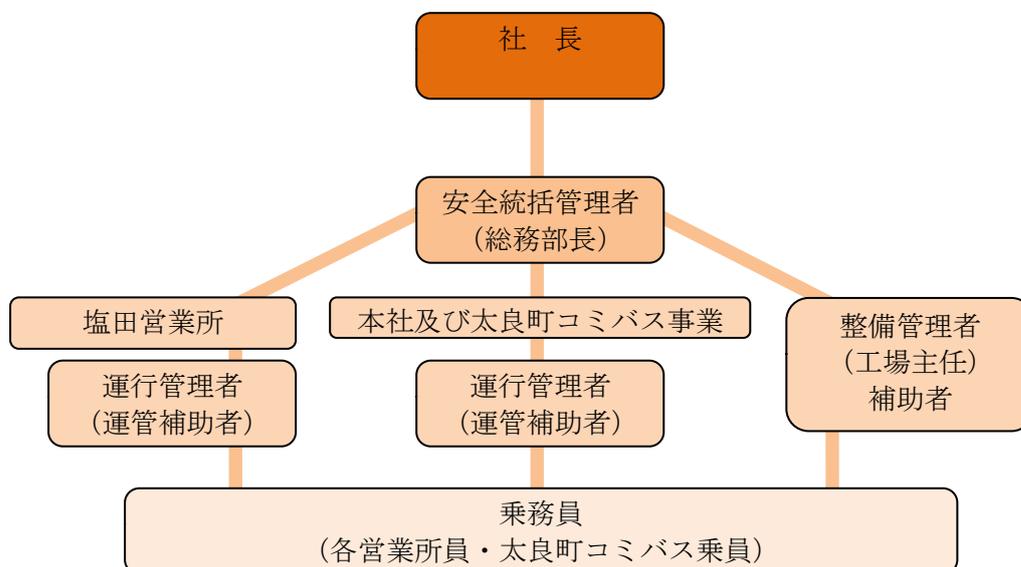
第2条第9項に該当する健康起因による事故もゼロであった。

## 4、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (1) 安全統括管理者（安全統括管理者不在の場合は各営業所の運行管理者）は、運行管理を統括します。
- (2) 運行管理者は、（運行管理者不在の場合は運行管理補助者）は安全統括管理者の指示により、運行管理業務全般について処理します。但し、重要な事項が発生した場合は、安全統括管理者の指示を得て処理するものとします。
- (3) 運行管理者は、統括運行管理者の指示により運行管理業務全般を担当し、運行管理補助者は、運行管理者の指示により、運行管理業務の一部を担当します。
- (4) 乗務員は乗務員サービス規定に従い運行管理者等の指示を遵守し、輸送の安全確保に努めなければなりません。

### 【輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統】

令和6年4月1日改訂



## 5、輸送の安全に関する重点施策

- (1) 全従業員の安全意識の向上  
輸送の安全の確保が一番重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規定・社内規定（マニュアル含む）に定められた事項を遵守致します。
- (2) 安全への投資  
輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 内部監査と改善  
輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または、予防措置を講じます。  
※内部監査委員は再耕庵タクシー労働者代表若干名へ委嘱。
- (4) 情報共有の体制づくり  
輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達・共有を致します。  
※情報連絡体制は上記“輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統”に準ずる。参照願います。
- (5) 教育・研修の計画の体系化  
輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。
- (6) 乗務員の健康管理の徹底  
産業医等の積極的利用による健康管理の充実により、事故防止を図ります。  
※年間2度の健康診断を実施致しております。受診無き者は乗務停止措置をとります。

## 6、輸送の安全に関する計画

※令和5年度の取り組み状況について

年間スローガンを『重大事故ゼロ！』『お客様に感謝の気持ちを伝えよう！』として、

交通事故防止活動計画・接遇向上運動計画を策定し、各月毎、以下の項目について重点的に取り組みました。

- ① 4月 接遇の言葉の更なる徹底を実行し地域のお客様及び観光客の方々から愛される接客を実施する。
- ② 5月 お客様へ優しさと笑顔で清々しい車内環境を整えよう。
- ③ 6月 行先及び経路案内を確実にいき安心してご乗車いただけるよう実施する。
- ④ 7月 交差点徐行・横断歩道手前停止（横断者優先）を徹底的に実行しよう。
- ⑤ 8月 夏休み 子どもの動向を注視し、自転車等の飛び出しに嚴重注意をしよう。
- ⑥ 9月 後方安全を確実にいき後退事故なきよう細心の注意を怠らない。後退自損事故ゼロ。
- ⑦ 10月 お客様から『ありがとう』と言っていたことが当たり前になるような接客をしよう。
- ⑧ 11月 車両を離れるときは必ず施錠をするように。盗難と犯罪防止。
- ⑨ 12月 運行状況・道路状況を確接実に報告共有し、事故等の未然防止を徹底しましょう。
- ⑩ 1月 歩行者・自転車の側方はスピードを落として静かに間隔（1m以上）をあけて通過。
- ⑪ 2月 施設構内は徐行し停止停車するまで気を引き締め社内事故防止運転を行なおう。
- ⑫ 3月 ドア開閉時は目を離さず基本動作を確実にいき、お客様の安全を第一に考えましょう。

※令和6年度 輸送の安全に関する計画

年間スローガンを『重大事故ゼロ！（疾病起因含む）』『信頼の継続維持向上！』として、

交通事故防止活動計画・接遇向上運動計画を策定し、各月毎、以下の項目について重点的に取り組みます。

### (1) 事故防止および接遇向上月間計画の設定（シンプルイズベスト）

- ① 4月 接遇の言葉の更なる徹底。
- ② 5月 お客様へ優しさと笑顔で接しよう。
- ③ 6月 行先及び経路案内を確実にいき。
- ④ 7月 交差点・横断歩道手前停車。
- ⑤ 8月 夏休み 子どもの動向をに嚴重注意。
- ⑥ 9月 後退事故の注意。後退自損事故ゼロへ。
- ⑦ 10月 お客様から『ありがとう』を得る接客。
- ⑧ 11月 車両を離れるときは必ず施錠。
- ⑨ 12月 運行状況・道路状況を確接実に報告共有。
- ⑩ 1月 歩行者・自転車の側方はスピードを落とす。
- ⑪ 2月 施設構内は徐行し停止停車するまで気を引き締める。
- ⑫ 3月 ドア開閉時は目を離さず基本動作を確実にいき。

### (2) 運行管理の実施体制確立

- ①適切な勤務割りによる乗務員の配置
- ②車両点検整備及び運行前点検・中間点検・終業点検の確実な実施

- ③飲酒・酒気帯び運転、酒気帯び出勤の根絶（アルコールチェックの確実な実施・貸切宿泊時含む）
- ④明るく明瞭な点呼の徹底（運行・道路状況の報告・記載・乗務員への的確な指示）
- ⑤事故災害発生時等における連絡通報の迅速対応

(3) 事故防止強化日の設定

- ①毎月 1日・20日
  - 事故0（ゼロ）の日
  - 全社員交通安全リボンの着用
  - 点呼時のアルコールチェック強化と指示事項の確実な伝達
- ②全国交通安全運動（春4月・秋9月）
  - 期間中、乗務員への運動期間重点項目の周知徹底
  - 全社員交通安全リボンの携行装着
  - 点呼時のアルコールチェック強化と指示事項の確実な伝達

(4) 指導訓練及び事故防止対策の充実

- ①安全最優先・関係法令等遵守の意識徹底
 

社長・安全統括管理者の巡視をはじめとする職場意識高揚に加え、社内での教習や会議等で継続的な啓蒙と検証を行い、安全が何よりも優先する事、それに関する法令を遵守することを説き、安全第一の社風造りに努めます。
- ②教育研修の充実
 

社内教育体制の再整備、外部講師等を活用した新たな教育プログラムにより、営業所の運行管理者・運行管理補助者及び乗務員の質的向上・スキルアップを図ります。
- ③日常業務に関する指導・監督の強化
 

管理者による立会い点呼、運行管理者による指導、有責事故者研修、重点指導対象者への特別指導等により、事故の無い安全な運行に努めます。
- ④情報の伝達・情報の共有化の強化
 

本社及び営業所における安全輸送を推進するための各種会議の機能強化を図るとともに、当社の事故事例をもとにした原因究明・防止策について検討し、再発防止に努めていきます。  
管理者ミーティングを実施し、運転や接客に関わる事故予防、現場での意見を共有する活動を推進いたします。（塩田営業所、太良町コミバス乗員と合同開催）
- ⑤安全教育・安全設備の充実
 

急発進・急制動の防止を図り、事故の危険因子を事前に排除していきます。  
併せてアイドリングストップを積極的に実践することで燃費の向上を目指していきます。  
乗務員のNASVA適性診断・適齢診断の診断結果の活用により運行管理面や安全意識の向上について指導助言を行います。  
又、ドライブレコーダーの活用、安全性向上のための設備・装備の充実に取り組んでまいります。
- ⑥安全管理体制の強化
 

社員全体が関係法令遵守の重要性を共通認識として取り組んでまいります。  
運行管理担当者による帳票類の精査を実施し、記録の適性管理に努めてまいります。  
また、乗務員が心身健康な状態で乗務する為の方策として保健師による面談を実施し、健康相談の充実を図ります。  
定期健康診断（全社員年一回、深夜勤務乗務員は年二回）及びその診断に基づいた追跡調査の継続と産業医保健士の指導を活用し、健康起因事故の防止を図ります。

## 7、事故・災害（自然災害）等に関する報告連絡体制

※事故・災害等に関する報告連絡体制は、[輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図](#)に準ずる。

## 8、輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 令和6年度 輸送の安全に関する取り組み計画

※令和6年度 輸送の安全に関する教育及び研修計画を作成し、適宜実施しております。

## 9、輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容

運輸安全マネジメントの実施状況等をチェックする為、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。又、重要な事故、災害等が発生した場合、又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する

監査目的・・・有限会社 再耕庵タクシーは、輸送の安全に係る監査及び改善に関する規定に基づき輸送の安全性の向上を図ることを目的とした内部監査を実施し、安全管理体制の

「適合性」と「有効性」を検証します。

対 象・・・本社営業所・塩田営業所・各車庫（待機場）・太良町コミバス事業、及び  
安全統括管理者（総務部長）

実施内容・・・必要書類の保存・整理・記録状況・点呼の実施状況・安全に関する目的設定及び  
達成状況等について適正に管理・実施がされているかを確認しました。  
また、運行管理者に対し、輸送の安全に関する重点施策等の従業員への浸透状況に  
ついて確認しました。

安全統括管理者に対しては、安全は全てに優先するという原則を徹底させるためには  
どのような方法で、また内容で意識付けを行い、指示するか等を確認しました。

監査結果・・・特に大きな指摘事項は無く、概ね適正であることを確認し、一部に於いて整備すべき  
箇所書類があったところについては、指摘及び改善・是正の指示をお願いしました。  
また、事故防止に向けた取り組みを運行管理者が中心となり各営業所共、積極的に  
行うこと、運行管理者と乗務員との間のコミュニケーションを日頃から整え、  
営業所員への安全意識を向上させるため確実な対面点呼を実施することの指示徹底を  
図りました。

## 10、輸送の安全に関する予算及び実績

令和5年度 輸送の安全に関する実績

年間2回の健康診断を受診させ、健康に起因する事故を防ぐ。

令和6年度 輸送の安全に関する予算

年間2回の健康診断を受診させ、健康に起因する事故を防ぐ。

## 11、安全統括管理者

総務部長 所長 山本浩二

## 12、行政処分等の公表について

令和5年度中に行われた九州運輸局関連の監査はありませんでした。

### 1. 行政処分の内容

なし

### 2. 当該処分に基つき講じた改善策

なし

## 13、安全管理規定

※ 安全管理規定については、別紙参照願います。

**★引き続き、輸送の安全に関する様々な施策等々を駆使実施して、安全運行を行います★**